

**石川県立鹿島少年自然の家
指定管理者募集要項**

令和3年8月

石川県教育委員会事務局生涯学習課

石川県立鹿島少年自然の家指定管理者募集要項

石川県立鹿島少年自然の家の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設

(1) 名称、所在地等

施設名	収容人員	所在地
石川県立鹿島少年自然の家	200名	鹿島郡中能登町高畠原山分ハ1

(2) 施設の沿革

昭和50年10月 石川県立鹿島少年自然の家として開設

平成20年 4月 指定管理者制度導入

(3) 施設の概要

敷地面積 48,166.00㎡

延床面積 2,454.55㎡

階数 地上2階

構造 鉄筋コンクリート造

※なお、各施設の詳細は、別紙「石川県立鹿島少年自然の家指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

2 施設管理の基本的な考え方

対象施設の設置目的を十分理解し、適切かつ効率的な施設の運営管理を行うとともに、より質の高いサービスの提供を行い、利用者の増加を図ります。

また、周辺の地域住民と良好な関係を築き、施設の円滑な運用を図ります。

3 指定管理者の業務

(1) 施設の利用促進に関する業務

(2) 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務

(3) 施設の使用承認に関する業務

(4) 使用料の徴収に関する業務

(5) その他施設の管理に関し、石川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める業務

※各施設の業務内容の詳細については、別紙「仕様書」を参照してください。

※なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができます。

4 指定管理者以外で対象施設及びその施設敷地を占有使用する者

(1) 石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が配置する県職員

(2) 教育長が使用許可した者

5 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下及びその他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
 - ア 地方自治法（第244条、第244条の2）
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - ウ 学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和32年石川県条例第14条）、石川県立少年自然の家使用料条例（昭和48年石川県条例第24条）、石川県立少年自然の家管理規則（昭和48年石川県教育委員会規則第13号）
 - エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
 - オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
 - カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）

指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。
- (6) その他別紙「仕様書」のとおり。

※管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決後、協議の上協定で定めます。

6 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと教育委員会が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

7 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

(8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

8 応募の方法

(1) 募集要項及び仕様書の配付

①配付期間

令和3年8月10日（火）から10月8日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県教育委員会事務局生涯学習課（行政庁舎17階）

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1836 又は 076-225-1839

③県HPからダウンロード

<https://pref.ishikawa.jp/kyoiku/syougai/shitei/bosyuu.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本7部（⑤⑥⑨は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を教育委員会に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑪は構成団体のものを全て提出してください。

なお、②③は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しないものとします。

また、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

①指定管理者指定申請書（別紙様式一）

②石川県立鹿島少年自然の家の管理運営の業務に関する事業計画書（別紙様式二）

③収支予算書（別紙様式三）

④役員等名簿（別紙様式四）

- ⑤定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ⑥法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑦貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑧組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式五）
- ⑨石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑩役員の略歴を記載した書類
- ⑪労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑫グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式八）

（3）申請書類の提出

①提出期間

令和3年9月1日(水)から10月8日(金)まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。FAXによる提出はできません。

石川県教育委員会事務局生涯学習課（行政庁舎17階）

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1836 又は 076-225-1839

※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県教育委員会事務局生涯学習課

E-mail : e540101@pref.ishikawa.lg.jp

※送信されたメールに対して生涯学習課から受信を確認した旨を返信しますので、その返信がない場合はお問い合わせください。

③提出部数（持参又は郵送の場合）

正本1部、副本7部（副本は正本の複写可）

④留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。ただし、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

9 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、管理者事業計画書（別紙様式二）に記載してください。

- (1) 管理運営の基本的な考え方
運営方針、抱負等
- (2) 管理運営にかかる具体的事項
県民の公平な利用への配慮、施設の適切な維持管理等、施設の効用の発揮方法等
- (3) 安全・安心な管理体制の確保
緊急時の対応及び安全管理対策、施設設備の安全管理方法等
- (4) 管理料の提案
次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

管理料 35,590千円（単年度）

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

※なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

(5) 利用料金の提案

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、(4) 管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

使用料の提案に当たっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

条例で定めた料金は次のとおりです。

石川県立鹿島少年自然の家

区 分		使用料の額（1人当たり）
食事料	朝食	1食につき 370円
	昼食	1食につき 500円
	夕食	1食につき 670円
寝具料		1回につき 210円
暖房料		1泊につき 100円
スキー用具料		1日につき 210円

※暖房料は、暖房期間中のみ徴収する。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

料金収入の実績は次のとおり（消費税及び地方消費税を含んだ額）となっています。ただし、令和2年度・令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、平成30年度以前の実績を参考としてください。

(参考) 平成 28 年度から令和 2 年度の利用者数、使用料収入等の実績

石川県立鹿島少年自然の家

(単位：人、円)

区 分	利用者数	宿泊者数	使用料収入額
令和 2 年度実績	4,649	758	2,948,470
令和元年度実績	12,999	5,557	10,905,780
平成30年度実績	14,278	5,552	11,773,100
平成29年度実績	14,046	5,213	11,302,430
平成28年度実績	14,734	5,758	11,702,520

(6) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、「利用者数」及び「利用者アンケートによる満足度」を管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とします。その目標値を提案してください。

上記の指標以外の提案も可能としますが、その場合は、主催する事業数など、数値により測ることができるものとしてください。

なお、目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しないものとします。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年 1 回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、過去 5 年間の利用者数の推移は (5) の参考資料のとおりです。また、利用者アンケートによる満足度は次のとおりです。

○石川県立鹿島少年自然の家： H28/100% H29/100% H30/100% R1/100% R2/100%

10 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和 3 年 1 0 月下旬(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が (3) の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

教育委員会事務局の企画調整室長を委員長とし、教育次長、生涯学習課長、中小企業診断士、社会教育施設に関する有識者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

① 県民の平等な利用が確保されること (配点 1 0 点)

(小項目)

- ・ 青少年の健全育成のための施設として十分な配慮がなされていること。
- ・ 利用者に対して公平な利用が確保されていること。

②最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること（配点20点）

（小項目）

- ・ 施設等の維持管理の手法が具体的かつ実現可能で経費の縮減につながるものであること。
- ・ 施設等の維持管理の手法が現在の管理水準を下回らないものであること。
- ・ 個人情報保護対策が適切であること。
- ・ 管理料の提案内容が妥当であること。

③最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること（配点35点）

（小項目）

- ・ 事業実施の理念が県の施設管理の基本的な考え方に沿っていること。
- ・ 住民や地域団体との連携が図られること。
- ・ 事業計画が施設の利用の促進につながるもので、実現可能であること。
- ・ 広報活動の内容が適切であること。
- ・ 施設長（総括責任者）に教員免許を有する者又は教員としての経験のある者を配置していること。

④管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（配点20点）

（小項目）

- ・ 施設の管理や事業の実施に必要な人員が確保されていること。
- ・ 職員の指導・研修体制が整備されていること。
- ・ 申請者の経営状況が良好であること。
- ・ 類似施設の管理実績を有していること。

⑤安全・安心な管理運営が図られること（配点15点）

（小項目）

- ・ 安全性に十分配慮した事業計画や実施が図られること。
- ・ 緊急時の対応・安全管理に問題がないこと。
- ・ 施設設備の安全管理や定期的な保守点検が図られること。

（4）選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、教育委員会のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

11 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	

⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外		協議事項
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設置基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの		協議事項
⑭税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）によるもの	○	
	消費税の変更によるもの		○
⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

12 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和3年8月10日（火）から9月9日（木）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式六）に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1838 生涯学習課あて

電子メール e540101@pref.ishikawa.lg.jp ※lg はエルジー

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

回答はFAX 又は電子メールにより9月22日（水）まで随時行います。

13 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は（4）により、事前に参加申込をして下さい。事前に参加申込がない場合は参加できません。

(1) 開催日時

令和3年8月30日(月) 午後2時から2時間程度

(2) 集合場所

現地集合 (開始10分前までに集合して下さい)

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。(グループで申請する場合も同様とします。)

(4) 申込方法

令和3年8月23日(月) 午後5時までに現地説明会参加申込書(別紙様式七)に所要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出してください。

石川県教育委員会事務局生涯学習課

・FAX 076-225-1838

・E-mail e540101@pref.ishikawa.lg.jp ※lgはエルジー

14 無効又は失格

次の事項のいずれか1つにでも該当する場合は、申請を無効とすることがあります。

また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 管理の開始までに、確実に事業が履行される見込みがないと認められる場合
- (8) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (9) その他不正な行為があった場合

15 協定の締結

- (1) 指定の議決後、石川県立鹿島少年自然の家管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

16 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和3年 8月10日(火)～10月8日(金) 募集要項の配付

8月10日(火)～9月9日(木) 質問の受付

8月23日(月)

現地説明会参加者申込み締切

8月30日(月)	現地説明会
9月22日(水)まで随時	質問への回答
9月1日(水)～10月8日(金)	申請の受付
10月下旬	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補団体の決定
12月(12月議会)	指定管理者の決定の議決
令和4年 3月まで	協定の締結、事務の引継
	中期経営目標の策定・公表
4月1日(金)	指定管理者による管理の開始

17 様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別紙様式一)
- (2) 管理運営業務に関する事業計画書(別紙様式二)
- (3) 収支予算書(別紙様式三)
- (4) 役員等名簿(別紙様式四)
- (5) 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類(別紙様式五)
- (6) 質問書(別紙様式六)
- (7) 現地説明会参加申込書(別紙様式七)
- (8) グループ構成員表(別紙様式八)

お問い合わせ先

石川県教育委員会事務局生涯学習課 倉田、畦内

電話 076-225-1836 又は 1839

FAX 076-225-1838

電子メール e540101@pref.ishikawa.lg.jp